

年末手当基準内賃金3.0ヶ月分の支払いを申し入れ

要求獲得に向け全分会・全組合員は総決起しよう！

本部は10日、貨物会社に対し「25年度年末手当（国労闘申第5号）に関する申し入れを行なった。この中で

- ① 低額回答が続く期末手当で社員と家族の生活は苦しさだけしかない実態
 - ② 物価高が続く中、家計は火の車であり満額回答で生活改善を強く求める
 - ③ JR 発足以来の最高益を上げ、鉄道事業部門が黒字化を達成しても社員に還元されていないこの間の現実
 - ④ 賃金・生活実態アンケート調査に基づく社員・家族の生活実態
 - ⑤ 発足から続く構造矛盾を放置してきた経営の責任
 - ⑥ 劣悪な労働条件の下、昼夜を問わず日々安全輸送に努めている現状について明らかにしてきた。
- その上で、社員・家族の置かれた厳しい生活状況を踏まえ、生活改善に最低限必要な3.0ヶ月分を要求し、切実な社員の声・期待に対してしっかりと応えるよう強く申し入れを行った。

獲得に向け全力で闘おう！



1. 支払いは、2025年12月1日現在の基準内賃金3.0箇月分とすること。
2. 支払日は、2025年12月5日までとすること。
3. 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
4. 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと
5. 55歳到達時に人事制度による賃金削減措置を受けている社員については、55歳到達時の基準内賃金を基礎に、その後の昇給額・ベア額を反映させ算定基礎額とすること。
6. 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

第1回交渉は10月24日を予定

物価高騰が続く中、期末手当で僅かながらでも生活改善を望む声は切実なものとなっている。

貨物社員は公共輸送機関として日夜、安全輸送に奮闘し、社会の要請に応じてきている現状を貨物会社経営陣はしっかりと受止るべきである。社員一人ひとりが自分の仕事に誇りを抱き、将来に希望が持てる会社にするためにも、国労の主張する切実な年末手当の要求に応えることを強く求める。

貨物会社は我々の生活を守れ！